<目次>

第1章	改定の趣旨			
	1-1		1	
	1-2	おだわら水道ビジョン(経営戦略)の位置付け		
	1.	関連する計画	3	
	2.	第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」との関連性	4	
	3.	コンパクト・プラス・ネットワーク	6	
	1-3	基本理念	7	
第2章	事業概要			
	2-1	小田原市の概要	8	
	1.	位置及び地勢	8	
	2.	市の産業	9	
	3.	人口動向	11	
	4.	水需要の実績	13	
	5.	給水収益の実績	16	
	2-2	水道事業の沿革	17	
	2-3	水道事業の概要	19	
	1.	給水区域	19	
	2.	配水フロー	22	
	3.	施設の諸元	24	
第3章	将来	の事業環境	30	
	3-1	人口減少	30	
	3-2	水需要減少	31	
	3-3	膨大な更新需要	31	
	3-4	給水収益の減少	32	
第4章	本市水道事業の現状と課題			
	4-1	前ビジョンの振り返り	33	
	4-2	本市水道事業の「安全性」	36	
	1.	高濁度原水への対応	36	
	2.	クリプトスポリジウム対策	38	
	3.	水質検査能力の強化	39	
	4.	鉛製給水管の解消	40	

	5.	安全でおいしい水の追求	41
	4-3	本市水道事業の「強靭性」	42
	1.	施設の耐震性	42
	2.	管路の耐震性	45
	3.	水道施設の老朽化対策と規模適正化	46
	4.	適正な水道施設の維持管理	46
	5.	漏水発生件数の増加	48
	6.	河川横断のリスクと配水バランスの改善	50
	7.	多様な災害への対応	54
	8.	発災後の供給体制の強化	63
	4-4	本市水道事業の「持続性」	66
	1.	経営健全性の確保	66
	2.	環境への配慮	67
	3.	広報活動	68
	4.	デジタル技術の活用	69
	5.	公民連携の推進	70
	6.	広域連携の推進	70
	4-5	課題のまとめ	71
第5章	水道	事業の将来像と施策設定	73
第6章	将来	像の実現に向けた施策	74
	6-1	施策の内容	74
	将来	受ける では できな	74
		基本施策1. 安全な水質の維持	74
	将来	像:災害に強い水道	77
		基本施策2. 水道施設の耐震化	77
		基本施策3. 水道の安定供給	85
		基本施策4. 危機管理対応の強化	87
	将来	94	
		基本施策5. 事業経営の効率化	94
		基本施策6. お客様サービスの向上	98
		基本施策7. 組織力の維持向上	100
		基本施策8.環境に配慮した取り組み	102
	6-2	目標年次における成果指標	104
	6-3	施策と関連する事業及び対応する成果指標	105
第7章	経営	戦略	106
	7-1	基本方針	106

	2.	経営の基本方針	106
	3.	計画期間	106
	4.	経営の基本方針に基づいて実施する施策	107
	5.	財政目標の設定	108
	7-2	投資計画	109
	7-3	財政収支算定基準	110
	7-4	投資·財政計画	111
第8章	フォローアップ(進捗管理)		112
資料編			
	用語	集	113

第1章 改定の趣旨

1-1 改定の経緯

本市では、平成16年6月に国(厚生労働省)が策定した水道ビジョンの方針を踏まえ、平成21年2月に今後10年の水道事業の運営に関する方向性及び施策推進の基本的な考え方を示した「おだわら水道ビジョン」を策定しました。

その後、本市水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、自然災害への対策のさらなる推進、老朽化した水道施設の更新、人口減少や節水意識の向上による水道使用量の減少などへの対応を求められてきました。

このような状況の中、厚生労働省では、平成25年3月に新水道ビジョンを策定し、水道ビジョンに 代わる新たな将来目標を示しました。本市においても、新水道ビジョンを踏まえつつ、水道事業にお ける現状や課題の再検討を行い、平成27年3月に「おだわら水道ビジョン」の改定を行いました。

今回は、平成30年12月に改正された水道法や令和元年9月に告示された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」を踏まえ、前回のビジョンの改定から7年が経過したこと、さらに本市水道事業の高田浄水場再整備事業の実施に伴う事業計画の見直し等が生じたことから、おだわら水道ビジョンの改定を行うこととしたものです。

また、総務省は水道事業や下水道事業、病院事業などの各公営企業に対し、将来にわたって住民に対してサービスの提供を安定的に継続して行うことが可能となるよう「経営戦略」の策定を要請しています。改定する水道ビジョンでは、この経営戦略も含めたものとし、「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」として改定しています。



新水道ビジョンにおける水道の理想像

出典:「厚生労働省 新水道ビジョン」

水道事業が抱えるさまざまな課題

- ① 人口減少社会の到来 令和42年の推計人口は、8,674万人(平成22年と比べて、およそ2/3)
- ② 管路等の老朽化の進行・更新需要の高まり 平成28年度の管路更新率0.75%(全国平均) → 全ての管路を更新するのに130年以上
- ③ 自然災害による水道被害の多発 東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年1月西日本の寒波による被害、熊本地震等
- ④ 水道事業に携わる職員数の減少(技術継承) 職員数は約30年前に比べて3割強減少、高齢化も進行

これらの課題を解決し、将来にわたり、安全安心な水の安定供給 を維持していくためには、<mark>水道の基盤強化</mark>を図ることが必要。



水道法の一部を改正する法律案の概要(以下の5項目について改正) 公布日:平成30年12月12日 施行日:令和元年10月1日

■改定の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

- ①地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に 関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。
- 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善
- ①資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入する。

改正水道法の概要

出典:「厚生労働省 水道法改正の概要について」(一部編集)

水道の基盤を強化するための基本的な方針

告示日:令和元年9月30日

- 水道法に基づき、以下の事項に対して厚生労働大臣が一定の方向性を定めたもの。
 - 第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項
 - 第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
 - 第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項
 - 第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
 - 第5 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
 - 第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

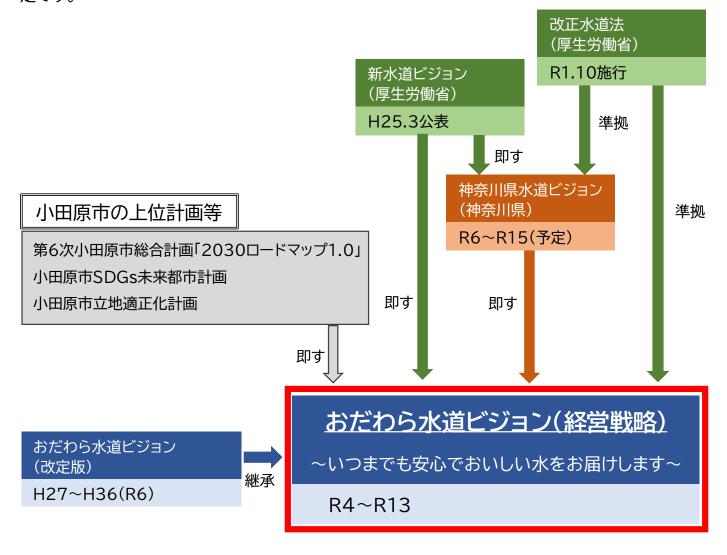
出典:「厚生労働省 水道の基盤を強化するための基本的な方針」(一部編集)

1-2 おだわら水道ビジョン(経営戦略)の位置付け

1. 関連する計画

「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」は、本市の第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」を上位計画とし、国が策定した「新水道ビジョン」及び神奈川県が策定した「神奈川県水道ビジョン」に即して、これらを踏まえた本市水道事業の基本理念「いつまでも安心でおいしい水をお届けします」に基づいた長期的な方向性と具体的施策を示すものです。

「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」の計画期間は<u>令和4年度(2022年度)~令和13年度(2031年度)の10年間</u>とします。なお、社会情勢などの変化に対応するため、適時、必要な見直しを図る予定です。

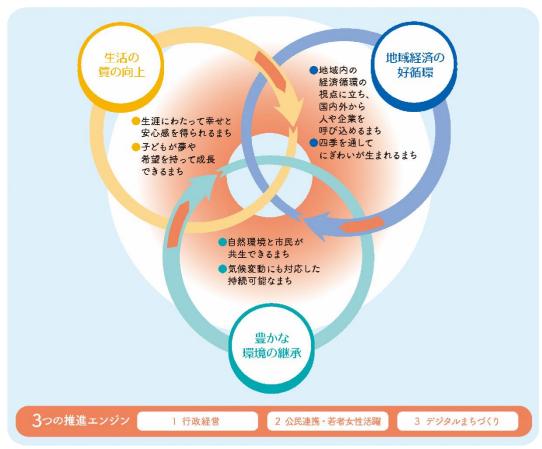


おだわら水道ビジョン(経営戦略)の位置付け

2. 第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」との関連性

「第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」」は、2030年に目指す小田原市の姿とその実現に向けた取組を総合的にまとめたもので、計画期間を令和4年度~令和12年度の9年間としています。

第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」では、将来都市像として「世界が憧れるまち"小田原"」を掲げ、その実現に向け、SDGsの視点を踏まえつつ、「生活の質の向上」、「地域経済の好循環」、「豊かな環境の継承」の3つのまちづくりの目標を定め、行政経営、公民連携・若者女性活躍、デジタルまちづくりを推進エンジンとしてまちづくりを進めていきます。



まちづくりの目標と推進エンジン

水道事業は、第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」において「水道水の安定供給」や「上下水道事業の健全経営」が詳細施策として位置付けられており、重要度の高い管路の耐震化や高田浄水場の再整備等の取組により、水道事業においても本市の将来都市像の実現に向けて取り組んでいきます。

また、本市は SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進する地域として、令和元年度に国から「SDGs 未来都市」に選定されています。持続可能な開発目標:SDGs (Sustainable Development Goals)は、平成 27 年の国連サミットにおいて採択され、世界共通の目標である17 のゴールと 169 のターゲットを設定しています。水道事業においても、こうした SDGs の理念を踏まえた取組を進めていきます。

SUSTAINABLE GEALS









































水不足や水質の悪化等により引き起こされる飢餓や栄養不良を防ぐため、世界中の全ての人々へ平等に安全な水を確保することを目標としています。本市水道事業では、水道施設の耐震化等を通じて、持続的に安全な水を利用し続けるようにします。



・・・・ 大気汚染を防止するためにも再生可能エネルギーの取組などをさらに強化し、全ての人が手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することを目標としています。<u>本市水道事業では、高田浄水場に太陽光発電設備を導入します。</u>



すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていける ・・・・ように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくることなどを 目標としています。<u>本市水道事業では、水道施設の耐震化や停電・浸水対策等により安心</u> 安全なインフラの構築を進めていきます。



… 今後進んでいく都市化がもたらす課題に対応するため、効率的な都市計画・管理実践を導入し、都市と人間の居住地を包括的、安全、持続可能にすることを目標としています。<u>本市水道事業では、水道施設の効率的な維持管理や健全な経営により、市民生活の基盤を維持しています。</u>



… 今後ますます激しくなるとされている海面上昇や平均気温の上昇等の気候変動に関する 災害や自然災害に対応することを目標としています。<u>本市水道事業では、太陽光発電設備</u> の導入や浸水対策や降灰対策などに取り組んでいきます。

持続可能な開発目標(SDGs)

3.コンパクト・プラス・ネットワーク

今後の人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを行政、民間、住民が一体となって取り組むために都市再生特別措置法による「立地適正化計画」制度が創設されました。

本市では、今後、少子高齢化・人口減少が見込まれる中、高齢者や子育て世代を始め、市民が健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するため、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定めた「小田原市立地適正化計画」を策定しています。

立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで中心市街地、生活圏を支える各拠点が公共交通により互いに結ばれ、将来にわたって誰もが暮らしやすく、都市の活力が持続的に確保されるよう、時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進するものです。

水道事業においても、水道施設の更新などを検討する際に、この計画を踏まえて取り組みます。

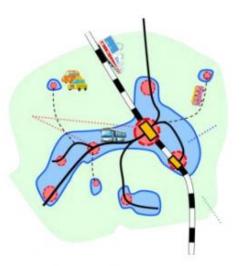
多極ネットワーク型 コンパクトシティ

生活サービス機能の計画的配置

医療・福祉・商業 施設等をまちなか で計画的に配置

公共交通の充実

交通網の再編、快適 で安全な公共交通の 構築、公共交通施設 の充実を推進



人口密度の維持

市街地の歴史、人口 の推移等を意識して まとまりのある居住 を推進

→利用圏人口の確保

【立地適正化計画のねらい】

- ●医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、 これらの生活サービスが効率的に提供されるようにすること
- ●拠点周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにすること
- ●拠点へのアクセス及び拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通等の充実を図ること

コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

1-3 基本理念

平成21年2月に策定し、平成27年3月に改定した「おだわら水道ビジョン」では"いつまでも安心でおいしい水をお届けします"を基本理念に掲げていました。

今回の改定でもこの基本理念を継承することとし、"いつまでも安心でおいしい水をお届けします" を新たな水道ビジョンの基本理念としました。

【基本理念】

いつまでも安心でおいしい水をお届けします

本市水道事業は、昭和8年に創設認可を受け、昭和11年に給水を開始して以来、市民生活に欠かす ことのできないライフラインとして、常に安定供給を目指して、日々の業務に努めています。

平成17年4月に起きた小田急線軌道下の漏水事故では、約7千世帯、5日間の断水という過去に例のない事態を経験しましたが、このような事故を未然に防ぐため、水道施設の耐震化や更新にこれまで以上に速度を上げて取り組んでいきます。

このほか、水道法で定められた水質基準を満たしつつ安全でおいしい水を追求し、経営状況や社会経済情勢の変化に対応する適正な水道料金のあり方について検証を行うなど、職員一丸となって様々な課題に取り組むことで、基本理念である水道の「安心」と「おいしい」の両立を持続させていくことを目指します。